

(案)

第6章

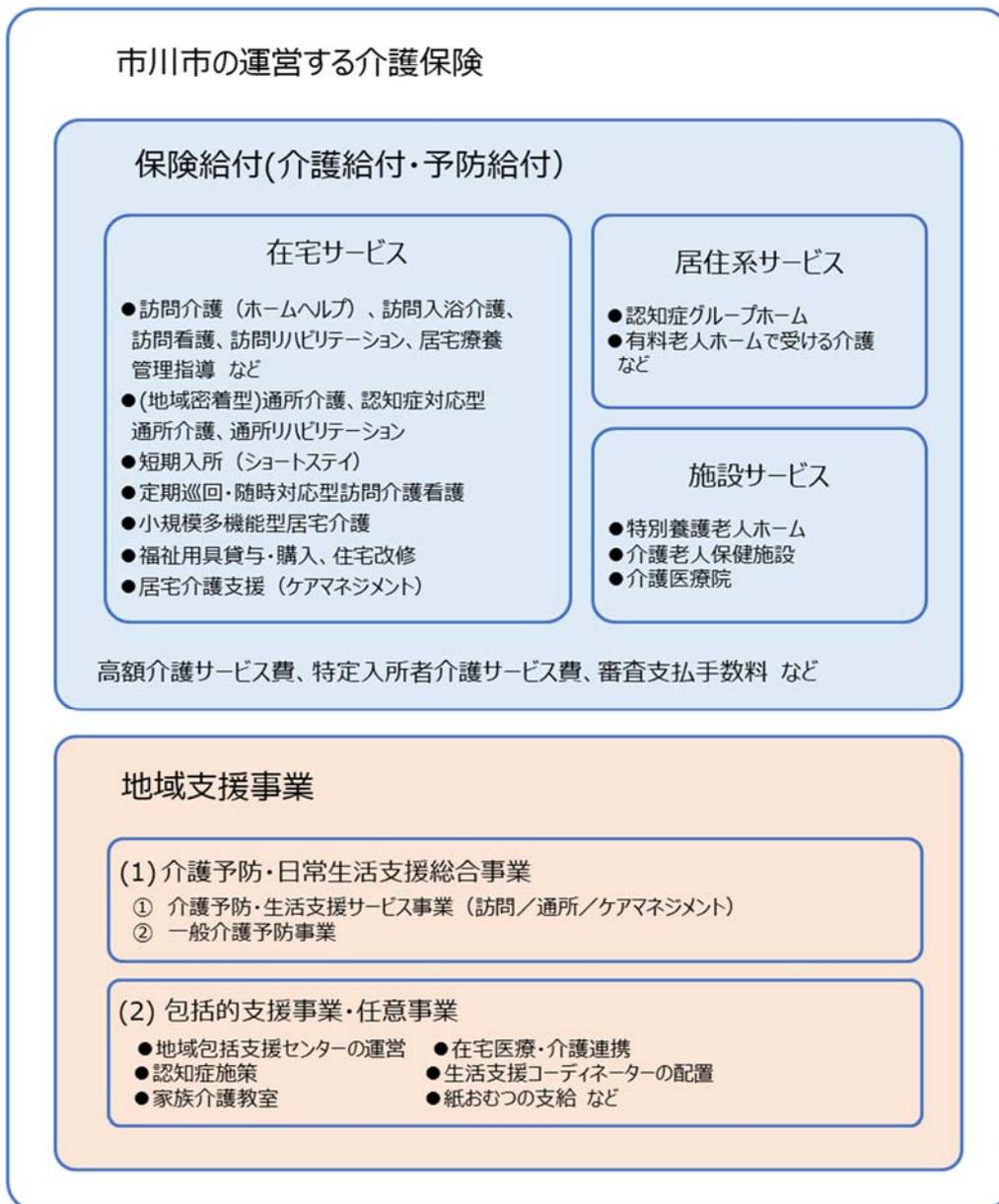
介護保険の費用負担と保険料

本資料の金額や見込み量は、今後の調整等により変更となる可能性があります。

- 1 市町村が運営する介護保険
- 2 被保険者数、認定者数の推計
- 3 施設および地域密着型サービスの整備方針
- 4 介護保険サービス量の見込み
- 5 地域支援事業の見込み
- 6 給付費および介護保険料の算定

介護保険は、介護を要する状態となっても、できる限り、自宅で自立した日常生活を営めるように、真に必要な介護保険サービスを総合的・一体的に提供する仕組みです。また、誰にでも起こり得る介護という共通の課題を社会全体で支えていく制度であり、40歳以上の全ての国民で費用を公平に負担し、その保険料と公費（国・県・市の負担金）を財源として運営されます。

（１）介護保険事業の体系



40歳以上の市民が納める介護保険料
および市川市・千葉県・国による公費負担

(2) 介護保険事業の財源構成

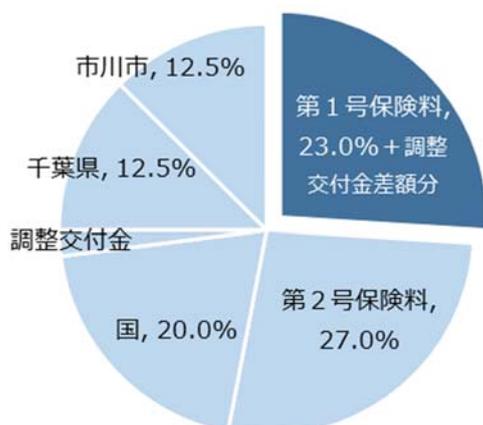
介護保険サービスの提供に要する費用のうち、利用者が支払う1割から3割の自己負担分を除く費用（保険給付費）は、自治体ごとに運営する市町村の介護保険から給付され、その財源は、公費50%、保険料50%で構成されています。同様に、地域支援事業も、保険料及び公費を財源としています。

財源		保険給付費		地域支援事業費	
		居宅給付費	施設等給付費	介護予防・日常生活支援総合事業	包括的支援事業など
保険料	第1号保険料 ※1	23.0%		23.0%	
	第2号保険料 ※1	27.0%		27.0%	—
公費	国	20.0%	15.0%	20.0%	38.5%
	国（調整交付金） ※2	5.0%		5.0%	—
	千葉県	12.5%	17.5%	12.5%	19.25%
	市川市	12.5%		12.5%	19.25%

※1 原則として、65歳以上の方は「第1号保険料」を負担し、40歳以上65歳未満の方は加入する健康保険を通じて「第2号保険料」を負担します。

※2 「調整交付金」は、市町村間の保険料基準額を是正するために交付されますが、本市は算定に用いる後期高齢者比率が低く、また所得水準が高いことから、標準割合である5.0%分は交付されません。そのため、5.0%分と実際に交付される率との差は、「第1号保険料」に上乗せされる仕組みとなっています。

<図> 居宅給付費の財源構成イメージ



<図> 包括支援事業などの財源構成イメージ



(3) 保険給付費と保険料負担の関係

介護保険事業にかかる費用の大半は保険給付費であり、65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、主にその市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。具体的には、3年を1期とする「介護保険事業計画」の期間中に必要となるサービスの量や単価が上昇すれば保険料は上がり、サービス量や単価が減少すれば保険料は下がることになります。

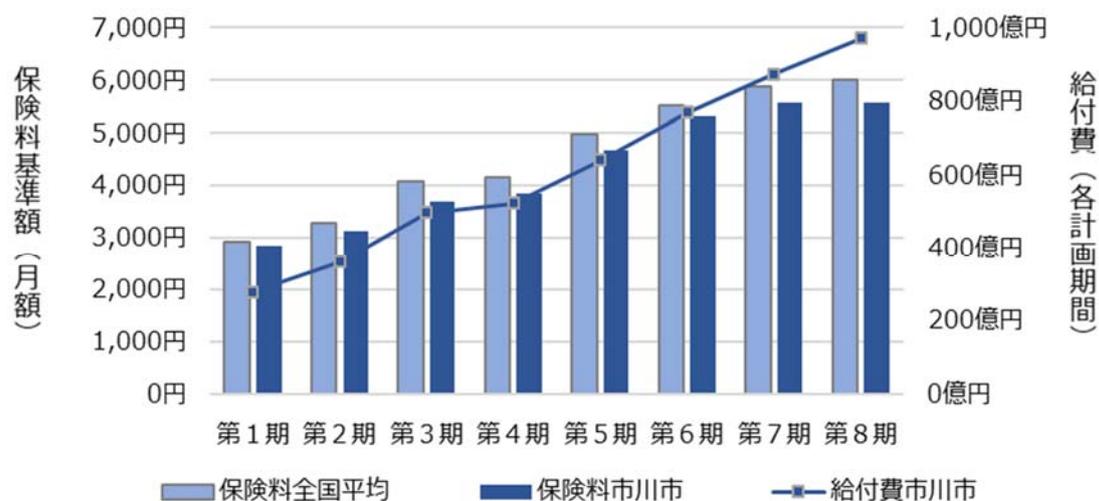
○本市の保険料基準額及び給付費の推移

計画期間 (年度)	第1期 H12-14	第2期 H15-17	第3期 H18-20	第4期 H21-23	第5期 H24-26	第6期 H27-29	第7期 H30-R2	第8期 R3-5
給付費市川市	279 億円	361 億円	448 億円	524 億円	640 億円	770 億円	874 億円	971 億円
保険料市川市	2,840 円	3,140 円	3,700 円	3,840 円	4,660 円	5,310 円	5,570 円	5,800 円
保険料全国平均	2,911 円	3,293 円	4,090 円	4,160 円	4,972 円	5,514 円	5,869 円	6,014 円

注：給付費は億単位で四捨五入したもの

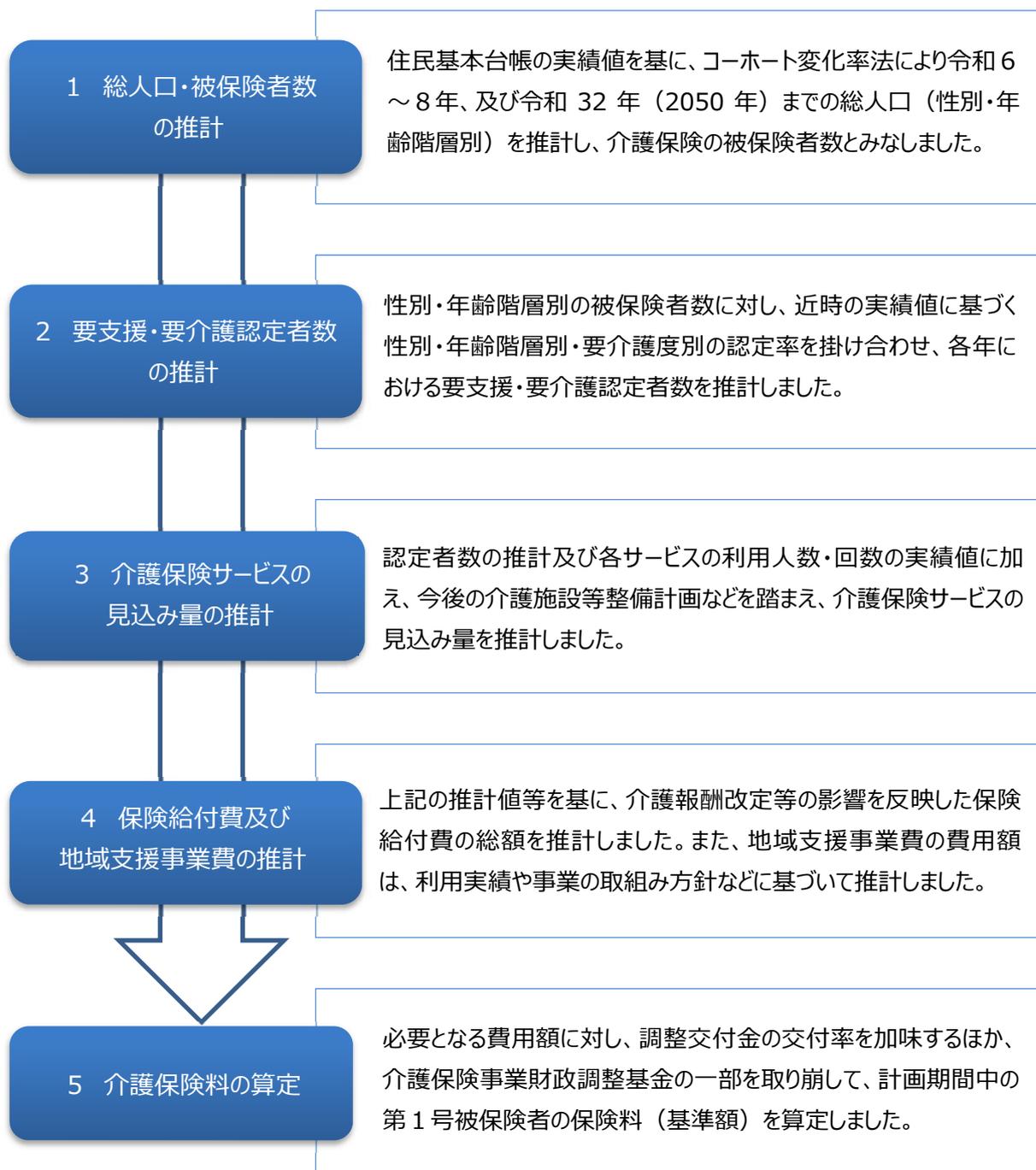
本市の各計画期間における給付費総額は、第1期計画では約279億円でしたが、第8期計画期間の見込額は約971億円となり、約3.5倍となっています。介護保険料基準額（月額）については、第1期計画では2,840円でしたが、第8期計画では5,800円となり、およそ2倍となっています。

○介護保険料基準額（月額）と給付費の推移



(4) 介護保険料の算定手順

介護保険事業の財政運営は3年間の単位で行われ、計画期間ごとに、第1号被保険者の保険料基準額を定める仕組みです。本市は、厚生労働省が提供する「地域包括ケア『見える化』システム」の推計ツールを用いて、下記の手順に従い介護保険サービス見込み量を算出し、第9期（令和6年度～8年度）の介護保険料を算定しました。



(1) 総人口・被保険者数等の推計

○総人口・被保険者数の実績および推計

要介護度	第8期計画			第9期計画			参考) 中期推計	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
総人口	491,411	492,275	492,835	492,672	493,015	493,197	492,210	482,238
第1号被保険者	105,776	106,189	106,409	106,572	107,104	107,580	112,133	129,319
前期 (65~74歳)	52,386	49,864	47,660	45,707	44,690	44,206	48,217	66,297
後期 (75歳以上)	53,390	56,325	58,749	60,865	62,414	63,374	63,916	63,022
第2号被保険者	174,388	175,672	176,660	177,744	178,302	178,777	176,019	160,532
高齢化率	21.5%	21.6%	21.6%	21.6%	21.7%	21.8%	22.8%	26.8%

※ 基準日：各年9月末日。第8期は実績値、第9期及び令和12、22年度は推計値

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

○総人口・被保険者数の実績および推計

要介護度	第8期計画			第9期計画			参考) 中期推計		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)	
要支援	要支援1	2,585	2,532	2,412	2,483	2,567	2,621	2,867	2,945
	要支援2	2,896	2,967	2,837	2,916	2,989	3,044	3,321	3,445
要介護	要介護1	3,674	3,800	3,670	3,786	4,153	4,289	4,777	4,992
	要介護2	3,572	3,598	3,597	3,702	3,574	3,621	3,939	4,240
	要介護3	2,887	3,004	3,022	3,109	3,268	3,358	3,694	4,068
	要介護4	2,369	2,452	2,358	2,432	2,603	2,656	2,928	3,245
	要介護5	1,516	1,534	1,508	1,553	1,610	1,645	1,819	2,042
内訳	認定者計	19,499	19,887	19,404	19,981	20,764	21,234	23,345	24,977
	第1号被保険者	18,962	19,354	18,880	19,457	20,216	20,686	22,805	24,484
	第2号被保険者	537	533	524	524	548	548	540	493
	第1号被保険者	105,776	106,189	106,409	106,572	107,104	107,580	112,133	129,319
	認定率 (第1号被保険者)	17.9%	18.2%	17.7%	18.26%	18.88%	19.23%	20.34%	18.93%

※ 基準日：各年9月末日。第8期は実績値、第9期及び令和12、22年度は推計値

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることを可能にするため、認知症高齢者グループホームや、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護といった地域密着型サービスの整備を中心に進め、在宅生活を支えるサービスの充実や介護者の負担軽減に取り組みます。また、在宅生活の継続が困難となった場合に備え、介護付き有料老人ホームの整備を進めます。

(1) 介護保険施設等整備計画

1. 介護老人福祉施設（定員 30 人以上の特別養護老人ホーム）

令和 5 年度末現在、市内に 1,710 床分が整備されています。令和 5 年 7 月 1 日時点での待機者数は 166 人であり、本計画期間中に新たに 1 か所(100 床)開設する予定です。既存施設での対応が可能であると見込まれることから、本計画期間においては、整備を見込まないものとします。

2. 介護老人保健施設

令和 5 年度末現在、市内に 1,000 床分が整備されています。既存施設での対応が可能であると見込まれることから、本計画期間においては、整備を見込まないものとします。

3. 介護医療院

令和 5 年度末現在、市内に 120 床分が整備されています。既存施設での対応が可能であると見込まれることから、本計画期間においては、整備を見込まないものとします。

4. 特定施設入居者生活介護

令和 5 年度末現在、市内に定員 30 人以上の介護付き有料老人ホーム及びケアハウスは 1,122 床分が整備されています。特別養護老人ホーム等の入所待機者の受け皿としても利用が見込まれることから、本計画期間中に 100 人分の整備を進めていきます。

種別		整備状況 R5 年度末	第 9 期計画期間		
			R6	R7	R8
1	介護老人福祉施設	施設数	19 か所	—	—
		定員	1,710 人	—	【100 人】
2	介護老人保健施設	施設数	9 か所	—	—
		定員	1,000 人	—	—
3	介護医療院	施設数	1 か所	—	—
		定員	120 人	—	—
4	特定施設入居者生活介護	施設数	16 か所	—	100 人
		定員	1,122 人	—	—

※ 令和 5 年度末の数値は、年度末までに整備（整備中含む）された施設及び定員の総数。

※ 特別養護老人ホームの数字について、上段はその年度に整備開始を予定する定員数であり、下段【 】内はその年度末までに開設が予定されている定員数を示している。

※ 整備数については増改築分を含む。

(2) 地域密着型サービス整備計画

1. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）

令和 5 年度末現在、市内に整備されていません。本計画期間中に広域型の介護老人福祉施設が新たに 1 か所(100 床)開設する予定であり、広域型施設での対応が可能であると見込まれることから、本計画期間においては、整備を見込まないものとします。

2. 地域密着型特定施設入居者生活介護

令和 5 年度末現在、市内に地域密着型の介護付き有料老人ホームは 29 床分整備されています。本計画期間においては、広域型の特定施設入居者生活介護の整備を進めていくことから、整備を見込まないものとします。

3. 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

令和 5 年度末現在、市内に 422 床分整備されています。入居者は、家事等の役割を担いながら共同生活を送ります。認知症の方が、できる限り自立した生活を継続できるよう、引き続き整備を進めていきます。

4. 小規模多機能型居宅介護

令和 5 年度末現在、市内に 8 か所整備されています。市内全域においてサービスが利用できる環境となっていることから、本計画期間において整備計画には記載しないものとします。

5. 看護小規模多機能型居宅介護

令和 5 年度末現在、市内に整備されていません。医療依存度が高い方へのニーズに対応し、在宅での生活を継続できるよう、引き続き、整備を進めていきます。

6. 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

令和 5 年度末現在、市内に 5 か所整備されています。既存施設での対応が可能であると見込まれることから、本計画期間において整備計画には記載しないものとします。

7. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

令和 5 年度末現在、市内に 3 か所整備されています。定期または随時の 24 時間対応の訪問サービスにより、安心して自宅での生活を継続できるよう、整備を進めていきます。

種別		整備状況 R5 年度末	第9期計画期間			
			R6	R7	R8	
1	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	施設数	0 箇所	—	—	—
		定員	0 人	—	—	—
2	地域密着型特定施設入居者生活介護	施設数	1 箇所	—	—	—
		定員	29 人	—	—	—
3	認知症対応型共同生活介護	施設数	22 箇所	—	27 人	—
		定員	422 人	—	27 人	—
4	小規模多機能型居宅介護	施設数	8 箇所	—	—	—
		宿泊定員	58 人	—	—	—
5	看護小規模多機能型居宅介護	施設数	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		宿泊定員	0 人	1 箇所	1 箇所	1 箇所
6	認知症対応型通所介護	施設数	5 箇所	—	—	—
		定員	72 人	—	—	—
7	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数	3 箇所	—	—	1 箇所

※ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護以外の地域密着型サービスについては、整備目標量であり、上限とするものではない。

(1) サービス別利用者数の見込み

① 介護予防サービス利用者数の見込み（1月当たりの利用者数）

単位：人

	第8期計画			第9期計画			参考) 中期推計	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
【1】 介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	1	1	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	172	178	204	210	210	220	240	250
介護予防訪問リハビリテーション	32	31	38	40	40	40	45	45
介護予防居宅療養管理指導	245	275	280	310	320	340	370	380
介護予防通所リハビリテーション	352	366	394	410	410	420	460	470
介護予防短期入所生活介護	6	7	11	15	15	15	20	20
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	1	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	1,126	1,194	1,241	1,310	1,360	1,430	1,560	1,610
特定介護予防福祉用具購入費	32	30	32	35	35	40	40	40
介護予防住宅改修	36	35	35	35	35	35	40	40
介護予防特定施設入居者生活介護	124	126	116	110	110	120	130	140
【2】 地域密着型介護予防サービス								
介護予防小規模多機能型居宅介護	9	11	15	15	20	20	20	20
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	1	9	10	10	10	15	15
【3】 介護予防支援	1,481	1,559	1,634	1,710	1,780	1,840	2,010	2,080

② 介護サービス利用者数の見込み（1月当たりの利用者数）

単位：人

	第8期計画			第9期計画			参考) 中期推計	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
【1】 居宅サービス								
訪問介護	3,447	3,514	3,522	3,530	3,540	3,580	3,950	4,280
訪問入浴介護	278	275	268	260	260	270	290	320
訪問看護	1,793	1,898	2,019	2,090	2,120	2,220	2,430	2,640
訪問リハビリテーション	230	298	355	395	410	420	460	510
居宅療養管理指導	3,829	4,118	4,456	4,660	4,880	5,120	5,600	6,100
通所介護	2,485	2,514	2,535	2,540	2,580	2,630	2,920	3,140
通所リハビリテーション	990	1,007	1,097	1,100	1,110	1,140	1,250	1,350
短期入所生活介護	637	664	708	730	740	810	870	950
短期入所療養介護（老健）	66	60	63	65	65	70	75	80
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	1	2	3	3	3	3	3
福祉用具貸与	5,520	5,669	5,788	5,840	5,890	6,050	6,620	7,190
特定福祉用具購入費	96	96	99	100	100	100	110	120
住宅改修費	70	57	64	60	60	60	70	70
特定施設入居者生活介護	1,068	1,157	1,199	1,240	1,270	1,330	1,510	1,650
【2】 地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	60	62	71	75	80	80	85	90
夜間対応型訪問介護	83	89	83	90	90	90	100	110
地域密着型通所介護	1,771	1,830	1,884	1,920	2,010	2,070	2,280	2,440
認知症対応型通所介護	125	126	120	120	120	120	140	150
小規模多機能型居宅介護	116	129	125	130	140	140	160	170
認知症対応型共同生活介護	354	377	387	410	430	430	480	520
地域密着型特定施設入居者生活介護	27	26	29	30	30	30	35	40
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1	1	1	1	1	1	1	1
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	30	60	90	120	170
【3】 施設サービス								
介護老人福祉施設	1,369	1,419	1,471	1,530	1,590	1,650	1,790	1,980
介護老人保健施設	824	809	786	800	830	840	950	1,050
介護医療院	88	95	108	120	120	130	130	150
介護療養型医療施設	88	95	108					
【4】 居宅介護支援	8,243	8,416	8,507	8,520	8,660	8,770	9,610	10,360

(2) サービス別給付費の見込み

① 介護予防サービス給付費の見込み

単位：千円

	第8期計画			第9期計画			参考) 中期推計	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)	令和22年度 (2040)
【1】 介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	449	271	0	※調整中です。				
介護予防訪問看護	58,751	59,650	69,226					
介護予防訪問リハビリテーション	13,695	12,372	13,693					
介護予防居宅療養管理指導	32,793	36,304	38,923					
介護予防通所リハビリテーション	152,553	159,839	171,807					
介護予防短期入所生活介護	2,573	2,420	4,342					
介護予防短期入所療養介護（老健）	295	275	0					
介護予防福祉用具貸与	77,240	85,682	90,702					
特定介護予防福祉用具購入費	10,091	9,939	11,474					
介護予防住宅改修	41,468	39,507	41,394					
介護予防特定施設入居者生活介護	117,491	117,840	110,386					
【2】 地域密着型介護予防サービス								
介護予防小規模多機能型居宅介護	7,310	9,050	12,589					
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,220	3,541	27,814					
【3】 介護予防支援	87,877	93,189	97,403					
合計	604,807	629,880	689,753					

② 介護サービス給付費の見込み

単位：千円

	第8期計画			第9期計画			参考) 中期推計	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)	令和22年度 (2040)
【1】 居宅サービス								
訪問介護	3,297,393	3,461,313	3,702,588	※調整中です。				
訪問入浴介護	210,218	204,414	202,799					
訪問看護	918,879	966,562	1,044,690					
訪問リハビリテーション	106,753	134,375	159,083					
居宅療養管理指導	575,824	640,091	718,364					
通所介護	2,492,651	2,483,386	2,529,894					
通所リハビリテーション	805,012	809,463	888,624					
短期入所生活介護	936,232	913,124	911,595					
短期入所療養介護（老健）	83,430	69,159	68,679					
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0					
短期入所療養介護（介護医療院）	0	823	1,347					
福祉用具貸与	983,624	1,039,018	1,075,224					
特定福祉用具購入費	37,276	38,523	43,131					
住宅改修費	70,891	58,198	66,325					
特定施設入居者生活介護	2,611,755	2,844,158	3,032,046					
【2】 地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問看護看護	125,497	133,798	154,297					
夜間対応型訪問介護	24,732	27,940	26,460					
地域密着型通所介護	1,554,387	1,554,369	1,548,050					
認知症対応型通所介護	163,434	164,517	165,617					
小規模多機能型居宅介護	293,850	329,690	306,287					
認知症対応型共同生活介護	1,126,632	1,202,196	1,267,024					
地域密着型特定施設入居者生活介護	60,570	62,875	70,095					
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3,067	3,104	3,193					
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0					
【3】 施設サービス								
介護老人福祉施設	4,480,977	4,674,069	4,933,650					
介護老人保健施設	2,894,370	2,878,919	2,850,849					
介護医療院	392,464	418,215	483,363					
介護療養型医療施設	13,220	4,763	4,164					
【4】 居宅介護支援	1,618,283	1,662,279	1,688,791					
合計	25,881,420	26,779,340	27,946,229					

地域支援事業は、被保険者が要介護状態、要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制や多様な主体の参画による日常生活の支援体制などを一体的に進めます。

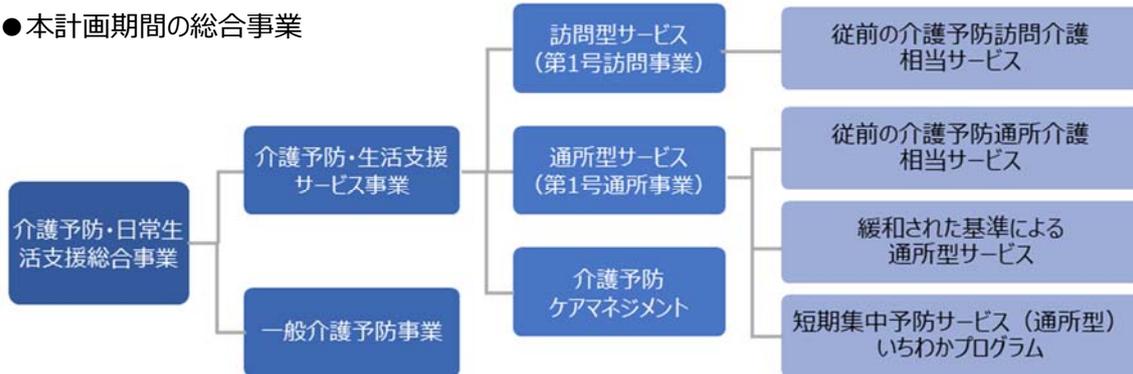
(1) 地域支援事業の構成

事業		目的	概要	主な事業の掲載ページ
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	地域における生活支援や介護予防のサービスの充実を図る。	訪問型サービス、通所型サービス等を実施する。	53 117
	一般介護予防事業	高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を図る。	住民主体の通いの場の充実や、リハビリテーション専門職等の関与により、介護予防の推進を図る。	53-54
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	相談受付や制度横断的支援、高齢者虐待への対応、支援困難事例の対応等を通じて住民の健康の保持および生活の安定等を図る。	総合相談支援、権利擁護、ケアマネジメントの支援、介護予防ケアマネジメントを実施する。	64
	地域ケア会議の開催	地域の多様な関係者による検討の場を通じて、支援や支援体制の質の向上を図る。	保健医療や福祉の専門職等が参画し、個別事例や地域課題の検討を行う。	66 95
	在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するための必要な支援を行う。	地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修会等を実施する。	69
	認知症総合支援事業	認知症の早期診断・早期対応や認知症ケアの向上等の体制整備を図る。	認知症初期集中支援チームによる支援と認知症地域支援推進員による地域の体制整備を行う。	72-73
	生活支援体制整備事業	多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加を推進する。	生活支援コーディネーターの設置による地域資源の開発等。	56-57
任意事業	介護給付費等適正化事業	介護保険事業者の運営の安定化のため、介護給付費等の費用の適正化を行う。	認定調査状況のチェック、ケアプラン点検、住宅改修等の点検等。	92-93
	家族介護支援事業	現に介護を行う家族に対する支援を通じて介護負担の軽減等を行う。	介護知識や技術に関する教室や介護者同士の交流会の開催等。	74
	認知症サポーター等養成事業	認知症サポーター等を養成することにより、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進する。	認知症サポーター養成講座及び認知症サポーターステップアップ講座の開催。	60 83

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

地域支援事業のうち「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」という）は、地域住民、関係団体、民間事業者、社会福祉法人、NPO 法人など、地域の多様な主体による支えあいを推進することで、介護予防や日常生活上の支援体制を整備することを目的とした事業です。市町村は、地域の実情に基づき、総合事業のメニューや実施方法を定めることができます。

● 本計画期間の総合事業



国は、市町村が本計画の期間を通じて総合事業の充実に向けて検討するよう示しています。本市は、国の施策動向を踏まえたうえで、将来にわたりサービス提供が可能になるよう意識しつつ、本市の強みを活かした効果的な介護予防・生活支援体制が構築されるよう、新たなサービスや仕組みづくりに向けた準備や、既存のサービスの見直しなどについて検討していきます。

(3) 介護予防・生活支援サービス事業の見込み

① 介護予防・生活支援サービス事業の利用者数の見込み（1月当たりの利用者数）

単位：人

	第8期計画			第9期計画			参考) 中期推計	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
【1】 訪問型サービス								
訪問介護相当サービス	792	731	680	696	712	728	782	807
【2】 通所型サービス								
通所介護相当サービス	1,319	1,411	1,389	1,421	1,454	1,487	1,597	1,648
緩和された基準による通所型サービス	23	24	22	23	23	24	25	26
短期集中予防サービス (通所型)	-	2	3	9	25	30	50	100
【3】 介護予防ケアマネジメント	1,481	1,559	1,634	1,710	1,780	1,840	2,010	2,080

② 介護予防・生活支援サービス事業の事業費の見込み

単位：千円

	第8期計画			第9期計画			参考) 中期推計	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
【1】 訪問型サービス								
訪問型相当サービス	157,460	146,225	136,398	※調整中です。				
【2】 通所型サービス								
通所介護相当サービス	356,461	386,657	400,527					
緩和された基準による通所型サービス	2,680	2,811	2,424					
短期集中予防サービス (通所型)	-	710	6,000					
【3】 介護予防ケアマネジメント	87,877	93,189	97,403					

※①②とも住所地特例対象者の利用分は一部除いているため、介護予防・生活支援サービス事業全体の合計とは一致しない。

(1) 保険給付費の推計

○第9期計画期間の給付費推計

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	構成比
1 総給付費（介護給付＋予防給付）	29,770,000	30,740,000	31,740,000	92,250,000	94.7%
2 特定入所者介護サービス費等給付費	640,000	650,000	670,000	1,960,000	2.0%
3 高額介護サービス費等給付費	860,000	880,000	900,000	2,640,000	2.7%
4 高額医療合算介護サービス費等給付費	120,000	120,000	130,000	370,000	0.4%
5 審査支払手数料	30,000	30,000	30,000	90,000	0.1%
6 制度改正に伴う影響額	20,000	30,000	30,000	80,000	0.1%
保険給付費 計	31,440,000	32,450,000	33,500,000	97,390,000	100.0%

○総給付費（介護給付＋予防給付）の費用額内訳（再掲）

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	構成比
1 在宅サービス	16,290,000	16,780,000	17,480,000	50,550,000	54.8%
2 居住系サービス	4,750,000	4,900,000	5,100,000	14,750,000	16.0%
3 施設サービス	8,730,000	9,060,000	9,160,000	26,950,000	29.2%
総給付費 計	29,770,000	30,740,000	31,740,000	92,250,000	100.0%

○参考）第8期計画期間の給付費（令和5年度は見込額）

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	構成比
1 総給付費（介護給付費＋予防給付費）	26,486,264	27,409,495	28,558,354	82,454,113	94.9%
2 特定入所者介護サービス費等給付費	600,929	505,048	486,436	1,592,413	1.8%
3 高額介護サービス費等給付費	812,901	776,381	820,248	2,409,530	2.8%
4 高額医療合算介護サービス費等給付費	115,686	115,380	141,563	372,629	0.4%
5 審査支払手数料	25,219	26,328	27,371	78,918	0.1%
保険給付費 計	28,041,001	28,832,634	30,033,974	86,907,603	100.0%

(2) 地域支援事業費の推計

○第9期計画期間の地域支援事業費推計

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	構成比
1 介護予防・日常生活支援総合事業費	660,000	707,000	714,000	2,081,000	47.0%
2 包括的支援事業・任意事業費	760,000	789,000	800,000	2,349,000	53.0%
地域支援事業費 計	1,420,000	1,496,000	1,514,000	4,430,000	100.0%

※重層的支援体制整備事業分を含む。

○地域支援事業費のうち主な事業の費用額内訳（再掲）

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	構成比
1 介護予防・生活支援サービス費	652,000	685,000	704,000	2,041,000	46.1%
2 一般介護予防事業	4,000	17,000	4,000	25,000	0.6%
3 地域包括支援センターの運営	531,000	574,000	587,000	1,692,000	38.2%
4 在宅医療・介護連携推進事業	15,000	16,000	15,000	46,000	1.0%
5 認知症総合支援事業	86,000	86,000	86,000	258,000	5.8%
6 生活支援体制整備事業	20,000	20,000	20,000	60,000	1.4%
7 その他	112,000	98,000	98,000	308,000	7.0%
地域支援事業費 計	1,420,000	1,496,000	1,514,000	4,430,000	100.0%

※重層的支援体制整備事業分を含む。

○参考）第8期計画期間の地域支援事業費（令和5年度は見込額）

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	構成比
1 介護予防・日常生活支援総合事業費	678,991	723,846	751,874	2,154,711	50.5%
2 包括的支援事業・任意事業費	641,854	716,478	755,773	2,114,105	49.5%
地域支援事業費 計	1,320,845	1,440,324	1,507,647	4,268,816	100.0%

(3) 所得段階別第1号被保険者数の推計

所得段階	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計	構成比
第1段階	18,333	18,424	18,505	55,262	17.2%
第2段階	7,886	7,926	7,961	23,773	7.4%
第3段階	7,353	7,390	7,423	22,166	6.9%
第4段階	12,469	12,531	12,587	37,587	11.7%
第5段階	12,362	12,424	12,479	37,265	11.6%
第6段階	14,387	14,459	14,523	43,369	13.5%
第7段階	13,215	13,281	13,340	39,836	12.4%
第8段階	8,419	8,461	8,499	25,379	7.9%
第9段階	4,476	4,498	4,518	13,492	4.2%
第10段階	2,238	2,249	2,259	6,746	2.1%
第11段階	1,172	1,178	1,183	3,533	1.1%
第12段階	746	750	753	2,249	0.7%
第13段階	426	428	430	1,284	0.4%
第14段階	426	428	430	1,284	0.4%
第15段階	320	321	323	964	0.3%
第16段階	959	964	968	2,891	0.9%
第17段階	438	439	443	1,320	0.4%
第18段階	235	237	238	710	0.2%
第19段階	165	166	166	497	0.2%
第20段階	547	550	552	1,649	0.5%
合計	106,572	107,104	107,580	321,256	100.0%

(4) 介護保険料基準額の算定

項目				金額
①	保険給付費見込額			97,390,000千円
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	31,440,000千円	32,450,000千円	33,500,000千円	
②	地域支援事業費見込額			4,430,000千円
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	1,420,000千円	1,496,000千円	1,514,000千円	
③	第1号被保険者負担分の対象額 (①+②)			101,820,000千円
④	第1号被保険者負担分の相当額 (③×23%)			23,418,000千円
⑤	標準割合による調整交付金額			4,973,000千円
⑥	市川市の調整交付金見込額			2,120,000千円
⑦	保険者機能強化推進交付金等見込額			246,000千円
⑧	保険料の収納必要額 (④+⑤-⑥-⑦)			26,025,000千円
⑨	基準額に対する割合で補正した第1号被保険者数			329,252人
【基金の取り崩しがない保険料基準額】				
⑩	被保険者一人あたりの保険料基準年額 (⑧÷収納率98.9%÷⑨)			約80,000円
⑪	被保険者一人あたりの保険料基準月額 (⑩÷12ヶ月)			約6,660円
【基金の取り崩しによる保険料基準額】				
⑫	介護保険事業財政調整基金の取崩額			1,800,000千円
⑬	保険料の収納必要額 (⑧-⑫)			24,225,000千円
⑭	被保険者一人あたりの保険料基準年額 (⑬÷収納率98.9%÷⑨)			74,400円
⑮	被保険者一人あたりの保険料基準月額 (⑭÷12ヶ月)			6,200円

(5) 介護保険料の推移と今後の見込み

期	年度	基準月額
第1期	平成12~14年度	2,840円
第2期	平成15~17年度	3,140円
第3期	平成18~20年度	3,700円
第4期	平成21~23年度	3,840円
第5期	平成24~26年度	4,660円

期	年度	基準月額
第6期	平成27~29年度	5,310円
第7期	平成30~令和2年度	5,570円
第8期	令和3~5年度	5,800円
第9期	令和6~8年度	6,200円
参考	令和12(2030)年度	約7,600円
参考	令和22(2040)年度	約8,200円

(6) 所得段階ごとの介護保険料負担割合

下表【 】は第8期計画の割合、()は月額保険料 (単位:円)

所得段階	対象者	基準額に対する割合	第9期計画	第8期計画	増減額
第1段階	生活保護受給者				
	老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税 市民税世帯非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	*0.235 【0.25】	17,520 (1,460)	17,400 (1,450)	120 (10)
第2段階	市民税世帯非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下	*0.335 【0.35】	24,960 (2,080)	24,360 (2,030)	600 (50)
第3段階	市民税世帯非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超	*0.585 【0.60】	43,560 (3,630)	41,760 (3,480)	1,800 (150)
第4段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	0.80	59,520 (4,960)	55,680 (4,640)	3,840 (320)
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超	1.00	74,400 (6,200)	69,600 (5,800)	4,800 (400)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満	1.10	81,840 (6,820)	76,560 (6,380)	5,280 (440)
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満	1.25	93,000 (7,750)	87,000 (7,250)	6,000 (500)
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.50	111,600 (9,300)	104,400 (8,700)	7,200 (600)
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.65	122,760 (10,230)	114,840 (9,570)	7,920 (660)
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.90 【1.80】	141,360 (11,780)	125,280 (10,440)	16,080 (1,340)
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.10 【2.00】	156,240 (13,020)	139,200 (11,600)	17,040 (1,420)
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満	2.20 【2.10】	163,680 (13,640)	146,160 (12,180)	17,520 (1,460)
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満	2.40 【2.25】	178,560 (14,880)	156,600 (13,050)	21,960 (1,830)
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満	2.55 【2.40】	189,720 (15,810)	167,040 (13,920)	22,680 (1,890)
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	2.70 【2.55】	200,880 (16,740)	177,480 (14,790)	23,400 (1,950)
第16段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	2.85 【2.70】	212,040 (17,670)	187,920 (15,660)	24,120 (2,010)
第17段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	3.00 【2.85】	223,200 (18,600)	198,360 (16,530)	24,840 (2,070)
第18段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満	3.15 【2.85】	234,360 (19,530)		36,000 (3,000)
第19段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が2,500万円以上3,000万円未満	3.30 【2.85】	245,520 (20,460)		47,160 (3,930)
第20段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が3,000万円以上	3.45 【2.85】	256,680 (21,390)		58,320 (4,860)

※「公費による保険料軽減強化」後の基準額に対する割合
 軽減前の基準額に対する割合 第1段階：0.405【0.45】
 第2段階：0.535【0.60】
 第3段階：0.590【0.65】

第1号被保険者の保険料の見直しについて

○見直しの趣旨・内容

保険料の見直しについて、国からは、『今回の見直しは、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化することにより、低所得者の保険料上昇の抑制を図る趣旨のものである。』と示されました。

国の見直しの趣旨・内容を踏襲し、低所得者等の保険料上昇の抑制を目的とした見直しを行いました。

- ・ 低所得者の乗率の引下げ
- ・ 中間所得者の乗率の据え置き
- ・ 高所得者の乗率の引上げ
- ・ 所得段階の多段階化（17段階→20段階）

低所得者（市民税世帯非課税者）への配慮

(1) 所得状況に応じた保険料設定

第1号被保険者の保険料は、所得状況に応じた保険料設定となります。よって、所得が低い場合には、保険料の負担も低くなる仕組みとなります。

(2) 保険料設定の弾力化

① 基準額に対する割合の変更

低所得者の保険料の乗率（基準額に対する割合）を国の示す標準的な乗率より引き下げることで、低所得者の保険料上昇の抑制に努めています。

② 所得段階の多段階化

所得段階を国の示す標準的な段階（13段階）から、20段階まで多段階化することで、低所得者への保険料の軽減効果を高めています。

(3) 公費による保険料軽減強化

消費税増税分を財源とした、公費による保険料軽減強化を第9期計画期間においても継続します。

(4) 本市独自の保険料減額制度

低所得者対策の一環として、特に生計を維持することが困難であると認められるものに対する保険料減額制度を第9期計画期間においても継続します。